

第1回静岡市持続可能な森づくり研究会

静岡市

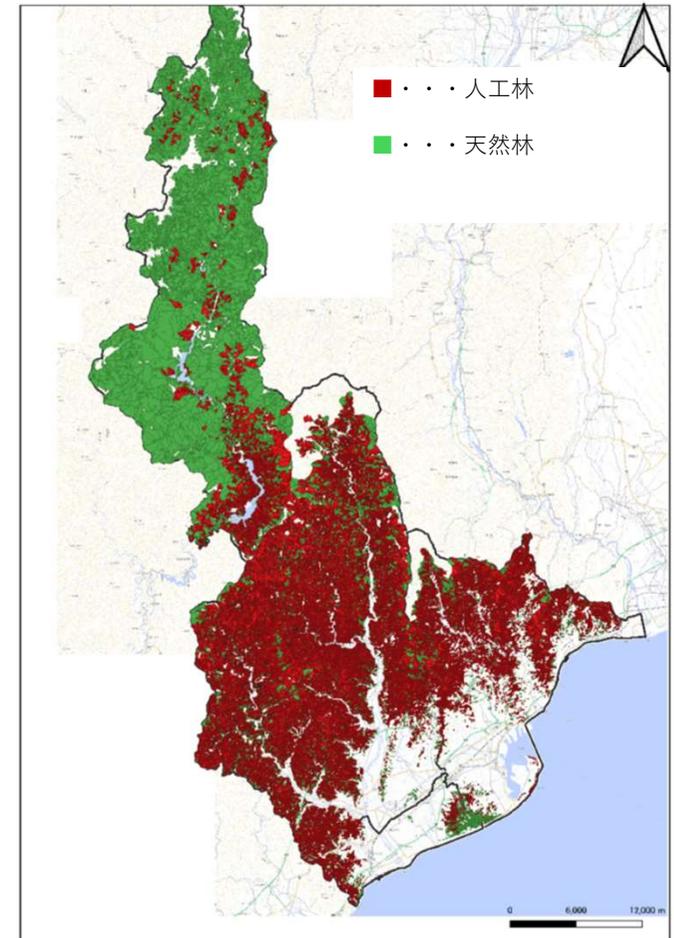
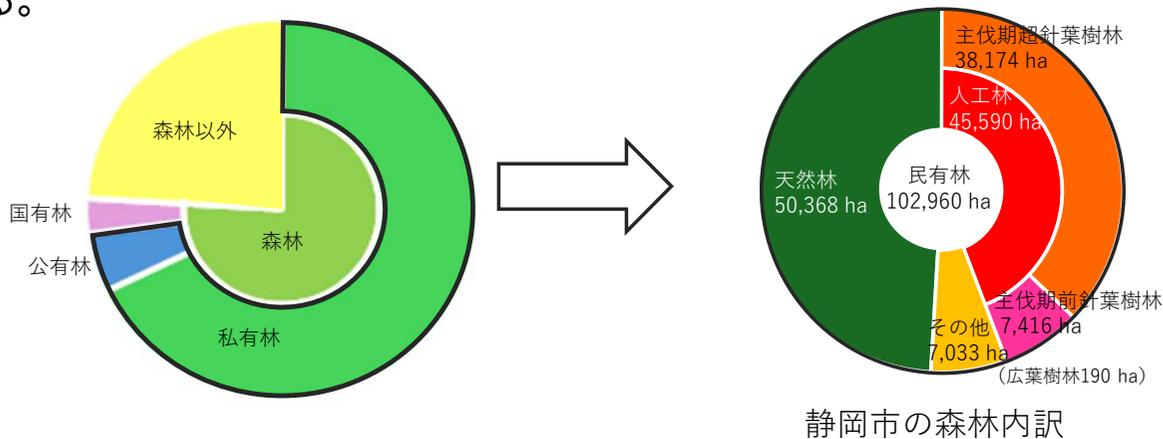
令和7年4月28日

はじめに

静岡市の森林面積は約10万7千ヘクタール（全国6位）で、県内平均の約64%を上回る市総面積の76%を占める。この広大な森林を適正に管理していくことは、静岡市にとって非常に重要なことである。

この森林は、木材生産だけでなく、山地災害防止、生物多様性保全、地球環境保全など、様々な公益的機能を持つが、林業経営が低迷する中、適正な森林管理が実施されないことにより、公益的機能を発揮できない荒廃した人工林が増加している。この状況では、土砂災害等の発生リスクを増大するおそれがあることから、森林の有する公益的機能を高度に発揮できるように、関係者が目標を共有したうえで、適切な森林経営管理を推進する必要がある。

このため、「静岡市持続可能な森づくり研究会」を組織し、有識者や実務的な知見を有する方から御意見をいただき、その御意見をベースに静岡市における適正な森林経営管理の指針となる（仮称）静岡市森林経営管理計画を策定する。



「静岡市持続可能な森づくり研究会」について

【目的】

森林の公益的機能の高度な発揮と資源の循環利用の促進を図る森林経営管理の推進に当たり、意見をいただく

【構成】

- ・ 森林・林業政策に関し、優れた識見を有する方
- ・ 森林・林業業務に関し、実務的な知見を有する方
- ・ 地域の代表の方 ※会長については市長が指名する

【意見内容】

- ・ 静岡市の森林経営管理の基本方針に関する事
- ・ 基本方針を踏まえた静岡市の施策の方向性に関する事
- ・ その他必要があると認められる事

【今後のテーマについて】

持続可能な森づくり研究会のスケジュール（案）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
【第1回:研究会の趣旨と方向性の共有】	【第2回:循環林の管理方針】	【第3回:環境林の管理方針】	【第4回:持続可能な森林管理のための施策】		【第5回:最終的な提言と計画の方向性】
10月	11月	12月	1月	2月	3月
【第6回:計画案の検証】	【第7回:環境林、循環林の新規事業のフォローアップ】	【第8回:市民意見等の確認】	【第9回:課題①への対応 ※林業事業体の育成】	【第10回:課題②への対応 ※市民参加】	【第11回:研究会の方向性の共有】

1 静岡市の森林の現況・課題

(1)地形条件から見る課題

戦後(昭和20年頃)の「拡大造林政策」により植えられたスギ、ヒノキが主伐期を迎えているが、多くが伐採されていない。適期伐採が進まない要因としては、地形が急峻で施業が難しいことがあげられる。市内における主伐期を迎えた人工林の割合は、全国平均に比べて多くなっている(静岡市約84%、全国平均63%)。

<問題>

- ・地形条件が悪く林業経営が成り立つ場所が限られることで、適切な間伐等の施業が行われない箇所が多いため、過密植栽による樹冠閉鎖が発生し、公益的機能が低下していると考えられる。
- ・効率的な施業が可能な森林が細かく分散しているため、施業する際には、周辺の条件の悪い森林も含めて集約化し作業を行わざるを得ない。

<検討の方向性>

- ・木材生産による収入がなくても適正に森林管理を行うことができる仕組みの構築

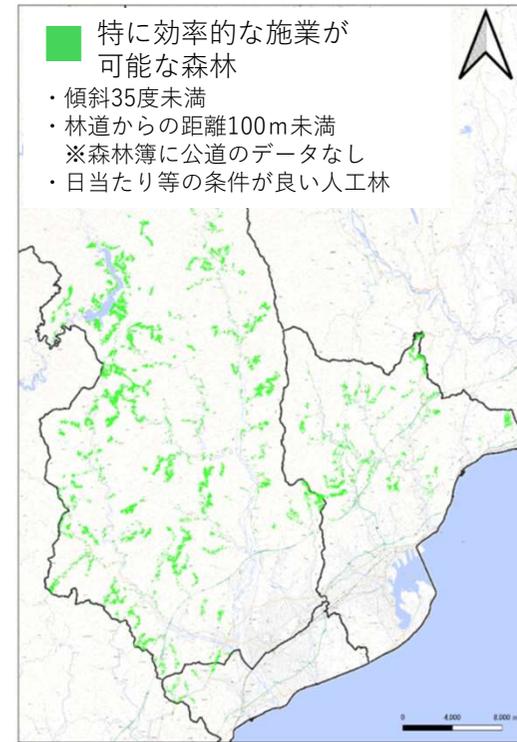
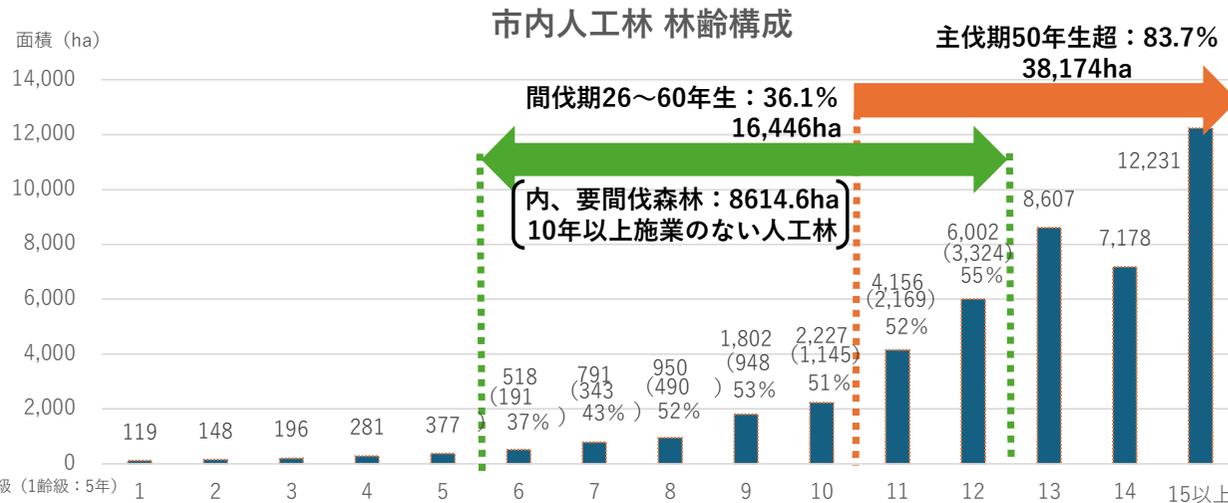


図2.特に効率的な施業が可能な森林



樹冠閉鎖し下層植生の無い森林

(2) 林業の状況から見る課題

国内の林業において、森林所有者の収入に相当する立木価格に対し、育林経費が高くなっている。50年生のスギ人工林の主伐を行った場合で試算すると丸太の販売額「364万円/ha」に対し、立木価格は101万円/haであり、この両者の差は伐出、運材等のコストである。そして、立木価格よりも造林初期費用が高い(図3)。静岡市においても同様の傾向であると推測される。

<問題>

50年の育林の対価としての立木価格が、所有者の再造林意欲を引き出すのに十分な水準でなく、再造林されない森林が増加している。

<検討の方向性>

- ・伐出、運材、造林の効率化と低コスト化による林業事業体の生産性向上の推進
- ・工務店等からの需要情報を的確に把握した立木の提供

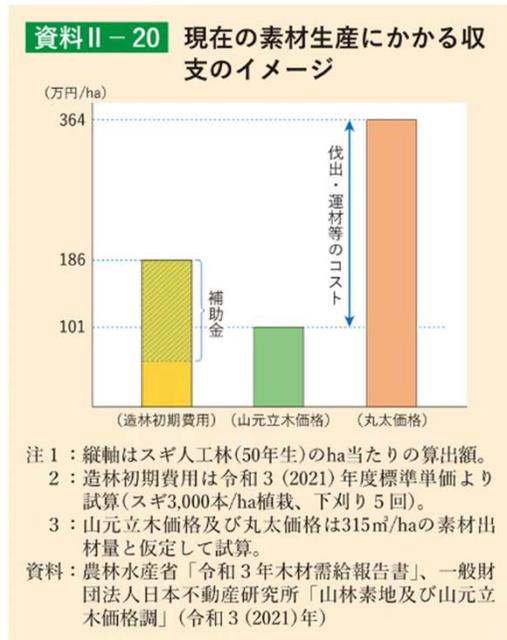


図3.林野庁HPから引用

伐採後再造林がされていない森林

(3) 森林所有者の状況から見る課題

市内の森林所有者のうち83%が、所有森林面積5ha未満の小規模所有者である。一方、市内私有林面積102,960haの43%(44,500ha)は、所有面積上位10者が所有する森林で、そのほとんどが井川地区である。

<問題>

小規模所有者が所有する森林の中には、所有者不明で管理されない森林が増えている。

<検討の方向性>

森林経営管理制度に基づく小規模森林の集約化の推進

表2.林家数	面積 (ha)	市内林家数 (R5) 森林簿		県内林家数 (H27) 農林業センサス		県内林家数 (R2) 農林業センサス	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
0~1ha未満	12,410.0	(7,340 53.4) ※森林所有者		データなし			
1~3ha未満	5,355.7	3,108	22.6	10,563	55.1	9,291	55.2
3~5ha未満	4,024.7	1,053	7.6	3,084	16.0	2,707	16.0
5~10ha未満	6,796.1	981	7.1	2,527	13.1	2,207	13.1
10~20ha未満	9,189.1	655	4.7	1,544	8.0	1,350	8.0
20~30ha未満	6,142.0	256	1.8	531	2.7	475	2.8
30~50ha未満	6,830.8	182	1.3	451	2.3	386	2.2
50~100ha未満	6,547.8	93	0.6	301	1.5	255	1.5
100~500ha未満	7,857.4	44	0.3	156	0.8	142	0.8
500ha以上	37,806.3	12	0.1	12	0.1	12	0.1

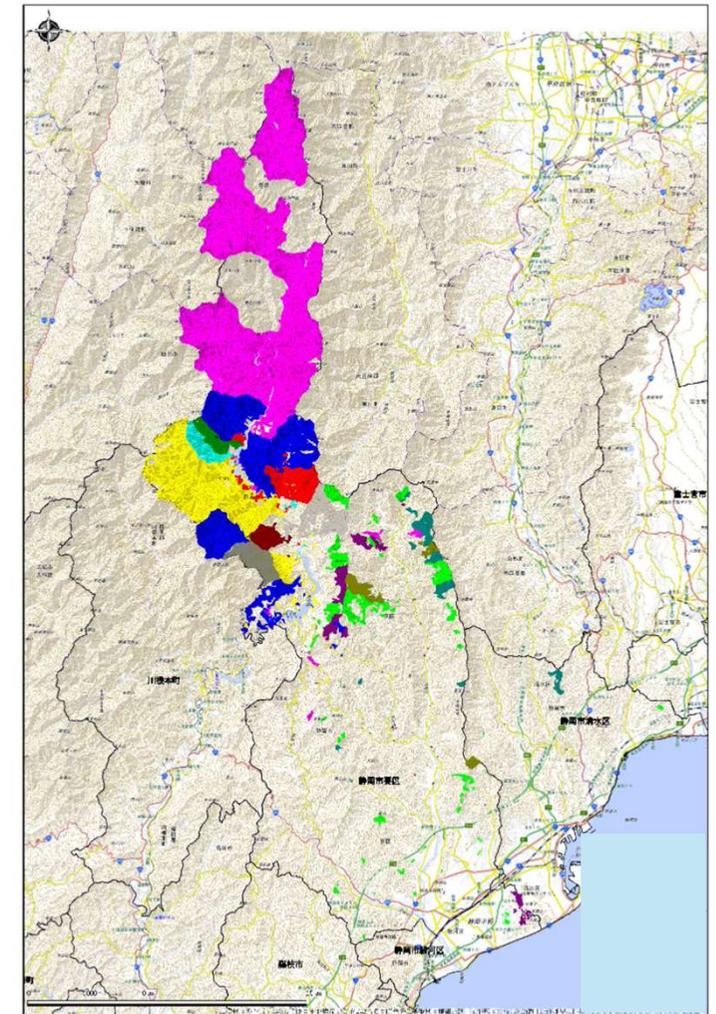


図4.大規模森林所有者

※農林業センサスでは、1ha以上の森林所有者を林家として定義づけている。

2 「環境林」と「循環林」のゾーニング

(1) 基本的な考え方

森林ゾーニングとは、森林の区画ごとに重視する機能を割り振り、将来像と管理方針を示す手法である。ゾーニングにもとづき森林所有者に対し施業を行う時期や場所を指導することで、木材生産を含む森林の様々な機能を地域全体で高めていく。

この手法により、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す「環境林」と森林の有する公益的機能に配慮しつつ、木材生産を主体として資材の循環利用を行う「循環林」にゾーニングを行い、市内森林の公益的な機能を最大限発揮させることを目指す。

環境林

<基本的な考え方>

生物多様性の保全や水源涵養機能の維持、景観維持・創出などの公益的機能が高度に発揮できるよう適正に森林経営管理を行う。

循環林

<基本的な考え方>

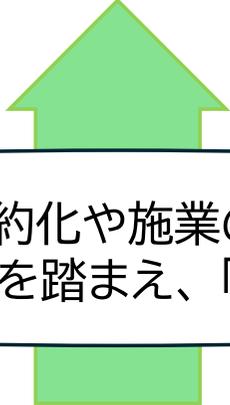
森林資源の利用を通じて地域経済の発展に寄与するとともに、CO₂の吸収や水源の保全、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮についても配慮し、森林の適正な保全や管理につなげる。



(2)今後の方向性

環境林

- ・ 林業として経営が成立しない伐採跡地や集落周辺などの場所は公益的機能を高度発揮させるために適切な管理が必要であり、森林経営管理制度の活用、新しい森林カーボンクレジットの創出などの持続可能な森づくりの推進等により環境林として適切な管理を行っていく。
- ・ 原生林、天然林については現状維持に努める。



適切に管理されておらず、集約化や施業の共同化が見込めない森林については、森林所有者の意向を踏まえ、「環境林」として管理していく。

循環林

- ・ 森林経営の集約化、ICTサプライチェーンの活用、森林Jクレジットの活用等により、経営が成り立つ体制づくりを促進していく。